

建築計画概要書等の写しの交付に関する要綱

(平成19年7月1日)

沿革

平成21年3月30日[1] 令和5年4月1日[2]

(目的)

第1条 この要綱は、建築計画概要書等閲覧規則（昭和46年西宮市規則第8号。以下「閲覧規則」という。）第7条の規定に基づく閲覧の対象となる建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の3第1項第1号に掲げる書類（以下「建築計画概要書」という。）、同項第2号から第4号までに掲げる書類（以下「定期調査報告概要書等」という。）及び同項第6号から第8号までに掲げる書類（以下「指定道路図等」という。）の写しの交付に関し、必要な事項を定める。[1][2]

(写しの交付)

第2条 建築計画概要書を閲覧した者は、自動交付機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された建築計画概要書の写しの交付用の端末機をいう。以下この条において同じ。）の利用により、当該建築計画概要書の写しの交付を受けることができる。[2]

2 前項の規定による写しの交付は、3件を限度とする。ただし、他に自動交付機により写しの交付を受けようとする者がその場にはない場合には、改めて閲覧規則第4条第1項の規定に基づく申請を行うことにより、写しの交付を受けることができる。[2]

3 前2項の規定にかかわらず、建築計画概要書を閲覧した者は、自動交付機が稼働していない場合その他自動交付機により建築計画概要書の写しの交付を受けることが困難であると認められる場合に限り、別に定める様式により、当該建築計画概要書の写しの交付を受けることができる。[2]

4 定期調査報告概要書等又は指定道路図等を閲覧した者は、別に定める様式により、当該定期調査報告概要書等又は当該指定道路図等の写しの交付を受けることができる。[2]

5 市長は、次に掲げる場合は、前4項の規定による写しの交付を拒否することができる。
[2]

- (1) 閲覧規則第1条に規定する概要書等（以下「概要書等」という。）の閲覧を行わず、写しの交付のみを請求するとき。[2]
- (2) 概要書等を個別に特定せずに写しの交付を請求するとき。
- (3) 交付した概要書等の写しが不正な目的で使用されるおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が写しを交付することが不適當であると認めるとき。

(費用負担)

第3条 前条第1項から第4項までの規定により、建築計画概要書又は定期調査報告概要書等の写しの交付を受けようとする者は、西宮市手数料条例（平成12年西宮市条例第34号）第2条及び別表第1第75号の7の規定に基づき、1件につき300円の手数料を支払わなければならない。〔2〕

2 前条第4項の規定により、指定道路図等の写しの交付を受けようとする者は、写し1面（白黒A3まで）につき10円の実費を支払わなければならない。〔2〕

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、概要書等の写しの交付について必要な事項は、別に市長が定める。〔2〕

付 則

この要綱は、平成19年7月1日から実施する。

付 則（平成21年3月30日〔1〕）

この要綱は、平成21年3月30日から実施する。

付 則（令和5年4月1日〔2〕）

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。